

種類株式とは何か

種類株式

普通株式とは異なる種類の株式を
発行できる(会社法第108条)

異なる内容

配当

(同条第1項第1号)

普通株に優先して配当を
行うケースなど

残余財産の分配

(同条第1項第2号)

負債を控除した後の資産
を普通株に優先して分配
するなど

議決権制限

(同条第1項第3号)

株主総会で議決権を行使
できないなど

譲渡制限

(同条第1項第4号)

譲渡につき会社の承認を
要する

取得請求権付

(同条第1項第5号)

株主が会社を買取を請求
できる(普通株の交付も
可)

取得条項付

(同条第1項第6号)

一定事由が生じたことを
条件に会社が所得(普通
株の交付も可)

全部取得条項付

(同条第1項第7号)

株主総会の特別決議で、
会社は全部取得すること
ができる

拒否権付

(同条第1項第8号)

総会決議事項等のうち当
種類株主総会の承認を必
要とする事項を定める

取締役・監査役選任

(同条第1項第1号)

※公開会社は発行でき
ない

上記のいくつかを組み合わせ、
会社の目的に沿って発行される

種類株式の発行目的

自己資本を増加させる



※次ページのトヨタ自動車AA型種類株式発行はこの部分を目的としていない

- 一定期間は議決権はないが、普通株に転換することができる
- 議決権はないが、残余財産の分配が普通株より優先される
- 議決権はないが、配当金額や分配順位が優先される
- 議決権はないが、一定期間後、現金もしくは普通株式で償還
- M&Aなどで、少数株主を排除する目的(スクイズアウト)で一旦普通株式を種類株に置き換えた後、現金償還
- 買収防衛などを目的に、特定の株主に拒否権を与える(黄金株など)

普通株の議決権希薄化に配慮し、他の事項を優先させる種類株式

など、前頁の各条項を組み合わせることで、会社の目的に合わせて多様な株式の発行が可能となっている

トヨタ自動車のAA型種類株の概要

(2015年5月時点)

発行の目的

- ・中長期の保有を目的とする新たな株主層づくり

発行の手順

- ・6月下旬の株主総会で、種類株式発行の可能とする定款変更
- ↓
- ・年1度、5000万株を上限としてAA型種類株式を発行
- ↓
- ・AA型種類株式を発行した分、同金額の普通株式を取得し消却へ

発行内容の概要

議決権あり

- ・普通株と同様の議決権、但し、発行価格は普通株時価の120%以上

普通株式と異なる 配当

- ・配当率(発行価格に対する)は1年目0.5%で順次5年間は毎年0.5%ずつアップするが、普通株の配当利回りは当面超えない

譲渡制限あり

- ・譲渡制限はあるが、TOBなどの応募や相続は可能で、買収防衛策ではない

取得条項付

- ・キャピタルゲインを得るスキームとして、普通株への転換条項
- ・請求すれば、発行価格で会社が買い取り(換金性の確保)
- ・5年後は、普通株もしくは現金で償還される可能性もある

取得請求権付

種類株式として上場はしないが、換金性を確保、キャピタルゲイン取得も可能に

- ・発行は年1度、5000万株を上限としているが、その後の発行を含めて発行済株式総数の5%未満(1億5000万株)

- ・AA型種類株式は上場しない

